

質問書

	(ふりがな)	
	事業者名	
	(ふりがな)	
	所属職名・氏名	
	連絡先	
質問事項	◆項目：建設候補地・近隣説明・国の内示について	
	◆内容	
	<p>1) 建設予定候補地探しにおいて、既存保育園（企業主導型保育所含め）から離れなければならない距離などの定め・ルールはありますか。 例えば、他の自治体では「既存園から300メートル程離れた方が良い」というケースもありました。</p> <p>2) 公募に応募する段階で、近隣説明を行う必要はありますか。 例えば、建設予定候補地から15メートル範囲内の隣接者や自治会・町内会等へ公募に応募する旨と計画概要の説明を行う必要はありますか。</p> <p>3) 事業決定が令和5年9月上旬の予定かと思いますが、その後、国からの内示が下りるタイミングはいつ頃になる予定でしょうか。</p>	
回答	<p>1) 既存保育園との距離について、特に制限は設けていません。</p> <p>2) 近隣説明は、事業者の決定次第速やかに行っていただくことを想定しています。必ずしも応募段階で行っていただく必要はありません。</p> <p>3) 9月上旬に事業者を決定した後、12月内示に向けて市と協議等を行っていただくこととなります。</p>	

【質疑受付期限】

令和5年6月26日（月）

【回答方法等】

糸島市のホームページに質問者名等を伏せた状態で回答書を掲載し、周知します。

質問書

(ふりがな)	
事業者名	
(ふりがな)	
所属職名・氏名	
連絡先	
質問事項	◆項目：保育所等施設整備補助金について
	◆内容 1) 土地を事業用定期借地権設定契約にて、賃貸契約を行った場合、補助基準額の算出方法において、交付基準額表の土地借料加算（待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合）は、活用できる加算でしょうか。
回答	1) 今回の事業は「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合」に該当しませんので、質問の加算は適用できません。

【質疑受付期限】
令和 5 年 6 月 26 日（月）

【回答方法等】
糸島市のホームページに質問者名等を伏せた状態で回答書を掲載し、周知します。